

菊池市競争入札参加資格有資格者の指名停止措置について

1 指名停止を受けた業者

- (1) 商号 株式会社星山建設工業
代表者 星山 相淳
所在地 熊本県熊本市北区弓削1-16-34

2 指名停止措置の期間

令和元年7月24日から令和元年8月23日まで（1月）

3 事実の概要

株式会社星山建設工業の取締役が、玉名市所在の中学校の屋外トイレ修繕工事における事故に関して、労働基準監督署長に対し、虚偽の事実を記載した労働者死傷病報告書を提出し、虚偽の報告をしたことで、労働安全衛生法違反の罪で同取締役に対し罰金20万円の略式命令があり、令和元年5月28日、その刑が確定した。

4 指名停止措置の理由

「菊池市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」別表第2第14号に掲げる措置要件に該当するため。

《指名停止等の措置要領 別表第2第14号》

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

<問合せ先> 菊池市役所総務部契約検査課入札契約係
電話：0968-25-2016